

「地域密着型サービス」とは？

平成18年4月の介護保険制度改正で新たに創設されたサービス体系です。今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等ができる限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう支援していくものです。

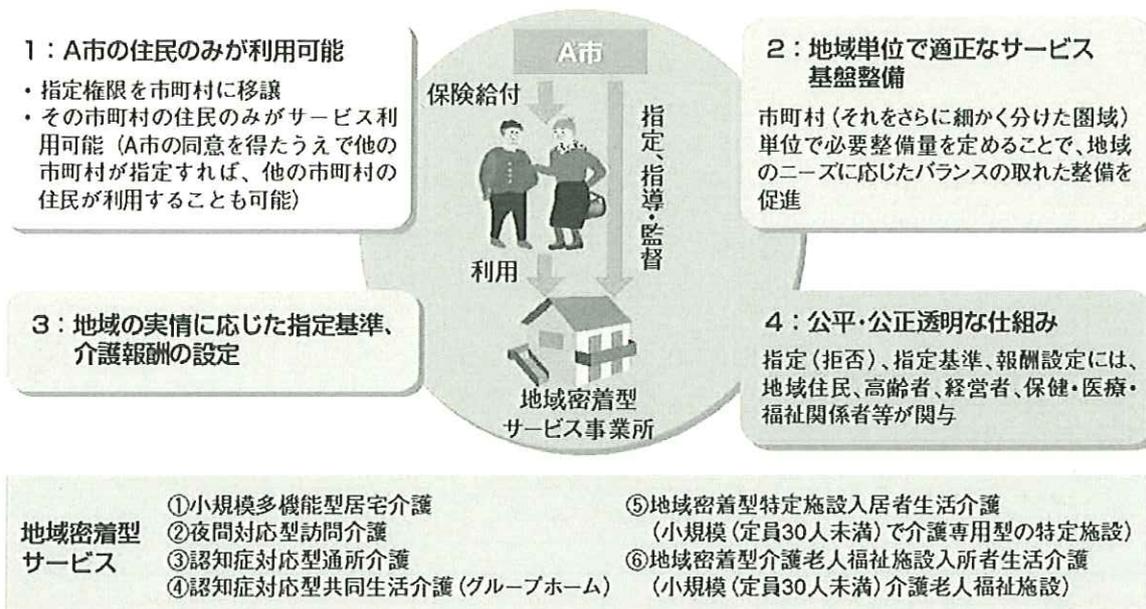
これまで介護保険の事業者指定は都道府県が指定・監督を行ってきましたが、地域密着型サービスについては、事業所指定とともに指導・監督についても各市町村が独自に行います。

地域の特性に合わせ、利用者のニーズにきめ細かく対応することで、まさしく地域に密着したサービスを行います。

介護保険の対象としてサービスを利用できるのは、原則として指定をした市町村等（保険者）の住民（被保険者）のみになります。

また、サービスを受けるには、市町村等（保険者）に要介護認定申請を行い、要介護認定を受ける必要があります。

■地域密着型サービスの仕組み



<厚生労働省パンフレットより>

地域密着型サービスの中で、特に認知症高齢者に対応したサービス、小規模多機能型居宅介護（小規模多機能ホーム）、認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）、認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）について説明します。

小規模多機能型居宅介護（小規模多機能ホーム）

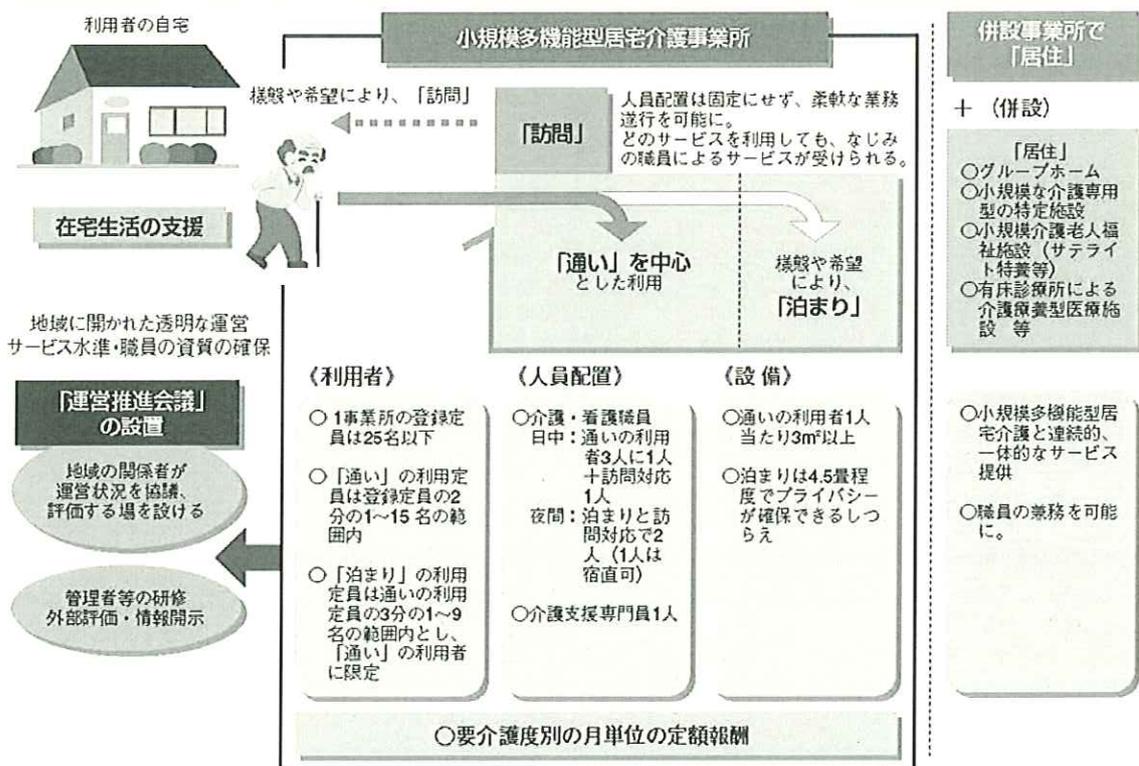
ひとつの拠点で「通い」を中心として、要介護者の心身の状態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせた柔軟なサービスが受けられます。まさに「利用者のニーズに応じて24時間365日の安心を確保する」サービス拠点です。

「通い」、「訪問」、「泊まり」等のサービスを利用する際に同じスタッフで対応してもらえますので、特に認知症高齢者の場合は、なじみの職員による連続性のあるサービスが受けられ、精神的な負担の軽減ができるという利点があります。

サービスを提供する事業者での利用者の登録数は25名程度で、1日当たりの「通い」の利用者は15名以下、「泊まり」の利用者は5～9名が上限です。

■小規模多機能型居宅介護のイメージ

基本的な考え方：「通い」を中心として、要介護者の状態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援する。



<厚生労働省パンフレットより>

認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

在宅の認知症の高齢者を対象に、自宅からの送迎をはじめ、食事、排せつ、入浴などの介護や簡単な機能訓練などのサービスを提供します。数名程度の少人数で家庭的な雰囲気の中、通所により昼間の数時間を過ごします。

利用者にとっては家族以外の方との交流の場となり、家族にとっては介護の負担軽減につながります。

特別養護老人ホームなどに併設されていない「単独型」や併設されている「併設型」については、利用定員が12名以下、認知症グループホームなどの共用スペースを活用した「共用型」の利用定員は3名以下となっています。

認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）

比較的安定した状態にある認知症の高齢者を対象に、5～9人の少人数で介護職員と共に共同生活おくりながら、入浴・排せつ・食事などの日常生活の介護や機能訓練を受けるサービスです。

グループホームは、普通の住宅と同じように台所や食堂、居間や浴室などが整った施設で、家庭的な雰囲気の中、介護職員とともに家事や趣味を楽しみながら生活します。

グループホームでは、利用者がそれぞれの役割を持って家事をするなど、認知症高齢者の心身の状況に応じ、自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送れるよう支援します。

事例集の読み方

この事例集は、認知症高齢者などができる限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう支援するために創設された地域密着型サービスのうち、認知症対応型のサービス内容について、一般の方に広く情報提供することを目的として作成しました。

地域との連携がうまくいった事例など、モデルとなるような事例を県内の地域密着型サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所）から募集し、提供していただいた事例を基に県の方で加工・編集しています。

事例は、一般の方にも読みやすいように、物語風にまとめ、用語の解説を入れました。

また、個人情報保護の観点から、作成に当たっては本事例集に関する説明を行い、家族などから承諾をとり、さらに、個人や事業所が特定されないように配慮しました。そのため、本事例集に使用されている個人名は仮名を使用しています。

なお、本文中では、小規模多機能型居宅介護事業所は小規模多機能ホーム、認知症対応型通所介護事業所はデイサービス、認知症対応型共同生活介護事業所はグループホームと標記しています。

さらに、編集者である沖縄県認知症施策推進検討委員会委員の城間清剛先生、涌波淳子先生の協力を得て、それぞれの事例のポイントについて説明しました。